○厚生労働省告示第二百五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後						
別表第三						
都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数	
（略）						
31012	兵庫	兵庫県立西宮総合医療センター	1.0583	0.0832	0.0205	0.0000
（略）						
31014	削除	削除	削除	削除	削除	削除
（略）						

改正前						
別表第三						
都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数	
（略）						
31012	兵庫	兵庫県立西宮病院	1.0583	0.0894	0.0190	0.0000
（略）						
31014	兵庫	西宮市立中央病院	1.0583	0.0662	0.0247	0.0000
（略）						

○厚生労働省
国土交通省告示第二号
環境省

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年十月厚生労働省・国土交通省・環境省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

第二十条第三項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

○農林水産省告示第八百六十五号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号並びに水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第八十五条第八号及び第八十八条第二項第十六号の規定に基づき、農業協同組合法施行規程（平成十七年農林水産省告示第五百二十八号）及び水産業協同組合法施行規程（平成二十年農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（農業協同組合法施行規程の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る）	（リース業務の範囲等） **第三十条**　規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号の農林水産大臣が定める基準は、各事業年度において、規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び第三十三条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。）の当該業務による収入の額の合計額に占める法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の割合又はリース業務を営